

ふくしま米プロモーション事業公募型プロポーザル実施要領

第1 事業の目的

福島県米消費拡大推進会議（以下、「推進会議」という。）は、消費者意識にアプローチするキャンペーンを展開することで、県産米の販売拡大を図る。

第2 実施内容

1 ふくしま米^{マイル}プロジェクト（ふくしま米ルキャンペーン）

第1の目的を達成するため、県内及び首都圏の量販店等において、県産米購入者が所有するスマートフォンや携帯電話等（以下「モバイル端末」という。）を活用したポイントキャンペーンを実施することで、県産米の継続購入を促す消費喚起プロモーションを展開する。

(1) ポイントキャンペーンの企画及び運営

ポイントキャンペーンは次に掲げる事項を基本骨格とすること。なお、全体を通して、①多くの消費者の参加を促すこと、②広く一般に認知されるキャンペーンとすることの2点を念頭に提案すること。

ア 県内及び県外の量販店及び県内米穀店で販売する県産米に専用シールを貼付し、購入者がモバイル端末で読み取りポイントを獲得するキャンペーンとすること。

なお、ポイントの名称は米ル（マイル）とする。また、量販店等への県産米の流通及び陳列は本業務の対象外とする。

イ ポイントは専用シールを読み取るごとに累積する仕組みとし、これをもとに参加者を順位付けすること。その上で、高順位者、中順位者及び低順位者の3種類程度に区分し、参加者間の競争要素を持たせること。

ウ キャンペーン期間は令和6年9月から令和7年2月までの6ヶ月間とすること。

(2) ポイントキャンペーンに使用するシステムの設計及び運営

使用するモバイル端末は参加者個人が所有するものとし、システムには次に掲げる機能を備えること。

ア 参加者が自らの意思で簡易に登録をすることにより、ポイントキャンペーンに参加できるシステムとすること。

イ ポイントの獲得方法は、二次元コード機能等を活用し、参加者が分かりやすい方法とすること。

ウ ポイントの獲得数に応じて順位付けした区分を表示し、賞品の抽選に応募できることとすること。

エ SNSと容易に連動できる仕組みとすること。

オ キャンペーンに関する一切の管理運営を行うこと。なお、不具合等が発生した場合には速やかに対応できる体制を構築すること。

(3) 専用シールの作成及び発送

ポイントキャンペーンに用いる専用シールは次に掲げる内容とすること。

- ア デザイン及び規格は、専用シール自体が効果的な周知手段であることを踏まえ、ふさわしいものとする。新米時期はシールデザインに「新米」と盛り込むこと。
- イ 種類は、10kg米袋用、5kg米袋用、2kg米袋用とし、必要量を考慮して合計120万枚以上作成すること。
- ウ 商品の種類に応じてポイントの重み付けが可能なものとする。
(参考例) 商品及び獲得ポイント数
 - 2kg米袋用： 200米ル
 - 5kg米袋用： 500米ル
 - 10kg米袋用： 1000米ル
- エ 材質は、米袋に貼付することを前提とし、購入者のみが読み取り可能であること。また、容易に剥がせる仕様とすること。
- オ 米袋への貼付は、主に卸業者等が担うため、推進会議事務局と連携して卸業者等との調整を行うこと。

(4) 賞品の抽選及び発送

ポイントキャンペーンの賞品に関する抽選及び発送等は次に掲げる内容とすること。

- ア 参加者の順位付けの区分に応じて、賞品として県産農林水産物等を抽選で贈呈すること。なお、より多くの参加を促すための魅力的な仕組みとすること。合計賞品総額(200万円以上(送料込み))を提案すること。
- イ 賞品の抽選時期はキャンペーン期間中に3回以上設けること。
- ウ 賞品は県産農林水産物を選定することとし、詳細は受託決定後に推進会議と協議すること。

(5) ポイントキャンペーンの周知方法及び独自企画

ポイントキャンペーンがモバイル端末のみでの展開であることを踏まえ、周知施策を提案すること。

(周知施策の例)

- 量販店頭で掲示する周知ツール
- SNSと連動した周知企画 等

また、キャンペーンの効果を高める独自の企画があれば提案すること。

第3 契約額

20,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

第4 契約期間

委託契約締結日から令和7年3月14日（金）まで。

第5 企画提案の内容

(1) 企画提案書には第2の実施内容を踏まえ、以下、提案1～5について記載すること。

提案1：考え方

- ・本事業を実施する上での基本的な考え方。

提案2：事業の実施内容

- ・第2についての具体的な提案。

提案3：本業務にかかる実施体制

- ・本事業の目的を達成するための業務実施体制についての提案。
- ・本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

提案4：積算見積書

- ・それぞれの費目ごとの内訳及び積算根拠を記載すること。

提案5：事業効果の測定

- ・事業効果の評価項目及びその把握方法を提案すること。また、その達成目標を記載すること。

(2) 令和3年度以降の福島県等からの受託実績一覧

(3) 留意事項

(1) 及び (2) の様式は任意とするが、全体でA4版両面10枚（20頁以内）とする。なお、表紙及び(2)は枚数に含まない。（必要に応じてA3版の折込も可とするが、2頁としてカウントする。）

(4) 提出部数

(1) 及び (2) の書類は各10部

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て参加者の負担とする。

※ 提出された書類等は返還しない。

第6 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式：企画プロポーザル

ア 企画プレゼンテーション（審査会）

対象者が、審査会において企画提案書についてプレゼンテーションを実施し、これを総合的に評価し業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 考え方	10点	事業目的の理解・事業の的確性

2	事業の実施内容	50点	業務運営手法、実施による効果、履行の計画性・確実性等
3	業務の実施体制	15点	実施体制、業務遂行能力等
4	事業費の妥当性	15点	実施内容に対する予算額の妥当性、適正かつ効果的な予算計画等
5	効果測定	10点	事業効果の評価項目の妥当性等

第7 公募要領等の入手方法

公募要領及び参加表明書の様式については、米消費拡大推進会議のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

第8 参加申込及び提案書の提出等

(1) 質問書の提出

ア 書類：質問書（様式第1号）

イ 期限：令和6年5月10日（金）17時まで

ウ 方法：電子メールによること。

エ その他：電子メール送信後、必ず着信確認をすること。

オ 回答：提出された全ての質問及び回答を、5月14日（火）（予定）にホームページに掲載する。

(2) 参加申込

ア 書類：①参加表明書（様式第2号）

②会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット(1部)

イ 期限：令和6年5月15日（水）17時まで

ウ 方法：電子メールによること。

エ その他：電子メール送信後、必ず着信確認をすること。

(3) 提案書等の提出

ア 書類：第5の企画提案の内容のとおり

イ 期限：令和6年5月20日（月）17時まで

ウ 方法：郵送

※その他の方法による提出は受け付けない。

第9 審査会開催通知

(1) 期 日：令和6年5月23日（木）（予定）

(2) 通知方法：書面により電子メールで通知。

第10 プレゼンテーション（審査会）

(1) 期 日：令和6年5月30日（木）午後（予定）

(2) その他

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知。

イ 時間は25分以内（15分間の説明、5分間の質疑）。

第11 審査結果の通知

- (1) 期 日：令和6年6月上旬（予定）
- (2) 通知方法：プレゼンテーション(審査会)参加者に対し、書面で通知。なお、審査結果に対する異議申し立てや質問は認めない。

第12 主なスケジュール

令和6年5月 1日（水）	募集開始
令和6年5月10日（金） 17時	質問書の提出期限
令和6年5月14日（火）頃	質問書への回答
令和6年5月15日（水） 17時	参加表明書の提出期限
令和6年5月20日（月） 17時	企画提案書等の提出期限
令和6年5月23日（木）（予定）	審査会開催通知
令和6年5月30日（木）（予定）	プレゼンによる審査会
令和6年6月上旬（予定）	審査結果の通知
令和6年6月上旬（予定）	契約締結

第13 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

福島県米消費拡大推進会議 事務局
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）
福島県 農林水産部 農産物流通課内（担当：坂内）
電話 024-521-7371 FAX 024-521-7942
E-mail ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp

第14 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」別表第2の措置要件に該当しない者であること。
- (4) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (5) その他、推進会議との協議に柔軟、真摯に対応できること。

第15 不適格事項について

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。
また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算が超過しているもの

第16 契約手続き

審査の結果、最も優れた提案を行った者（契約候補者）と業務委託契約の見積合わせを行う。

なお、この者が、第14の(2)から(4)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の見積合わせを行う。

第17 その他

- (1) 本事業により発生した権利、成果は全て推進会議に帰属する。
- (2) プロポーザルで提案のあった回数、規模を下回ることはできない。
- (3) 仮に提案書の内容を実施できない場合には、推進会議と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能だが、委託料の減額となることがある。
- (4) 本事業については、推進会議総会の議決が承認され県からの補助金交付決定後に確定するものである。